

第46回三重県屋外広告物審議会

令和4年2月2日（水）

14:00～15:30

三重県 県土整備部 都市政策課

【報告事項①】

三重県の屋外広告物行政、
屋外広告物事務の権限移譲

【報告事項②】

安全点検制度等の条例周知活動

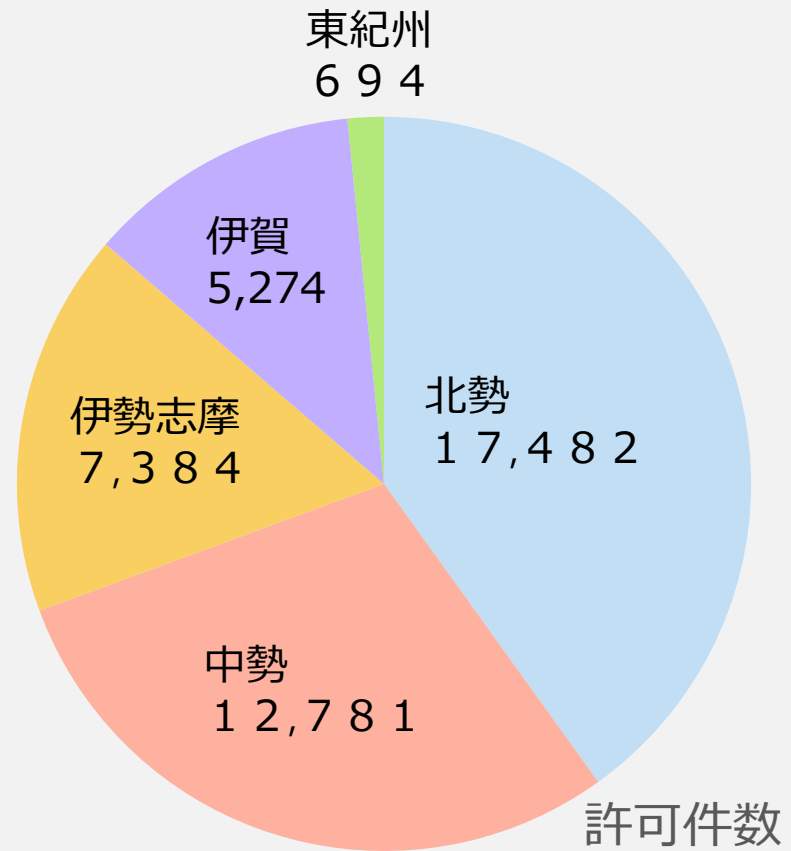
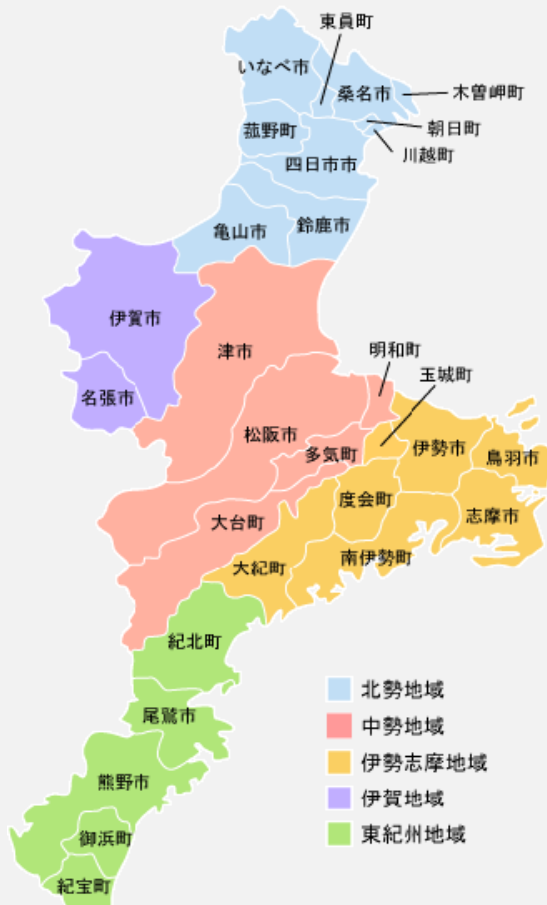
【報告事項③】

伊勢志摩国立公園ステップアップ
プログラム (SUP)2025の策定

三重県の屋外広告物行政、 屋外広告物事務の権限移譲

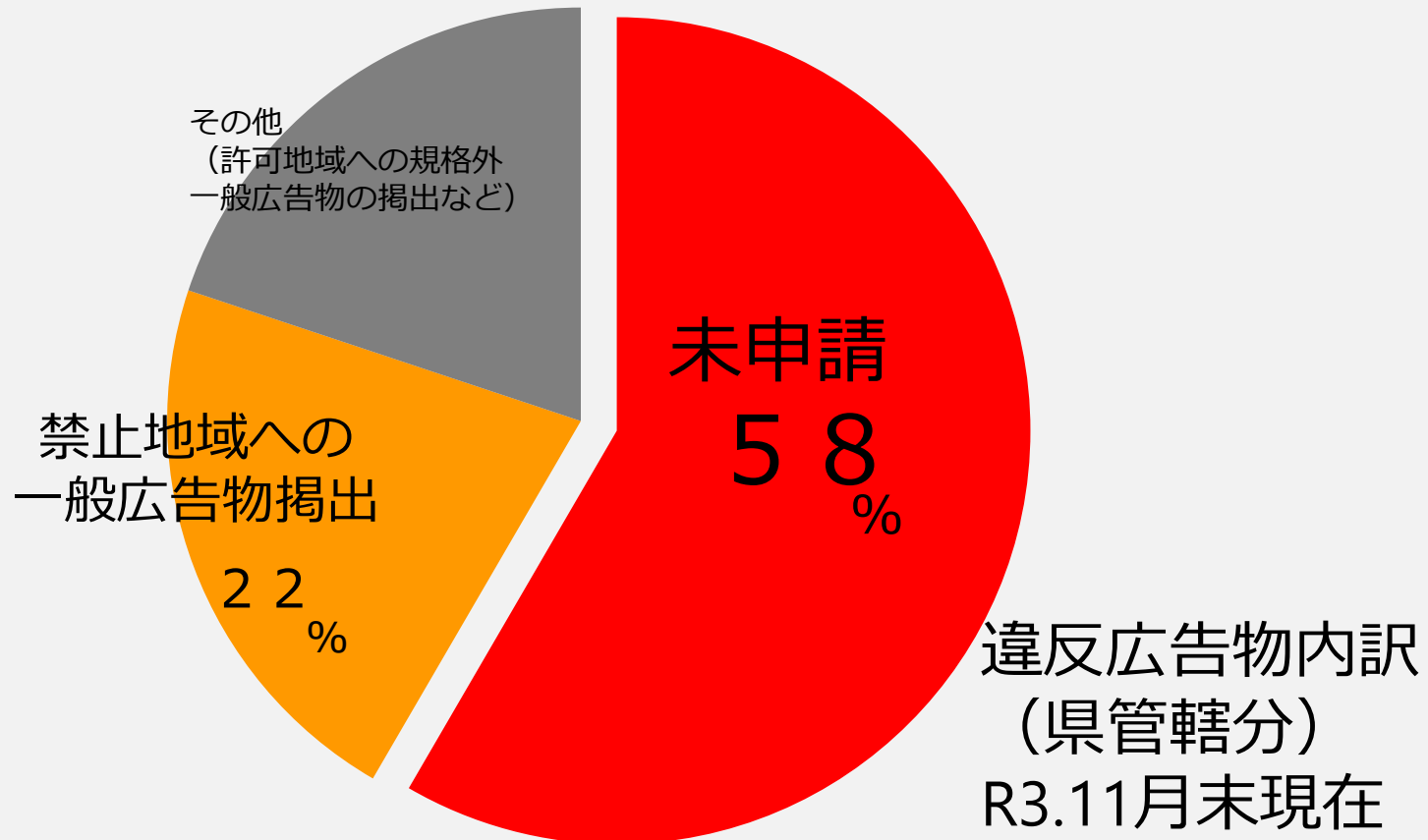
三重県の屋外広告物行政（許可、登録）

- ・ 県内の許可件数は43,615件（R2年度）。北勢、中勢で約70%。
- ・ 屋外広告業者登録者数は779者（R3.12月末）



三重県の屋外広告物行政（違反広告物）

- 許可未申請が**過半数**
- 禁止地域への一般広告物掲出も多い



屋外広告物事務の権限移譲

● 権限移譲の考え方

屋外広告物は景観を構成する重要な要素

景観行政と屋外広告物行政を一体的に取り組む必要



基礎自治体である市町が中心的な役割を担うことが望ましい

屋外広告物事務の権限移譲

● 権限移譲の状況

市町名	許可事務	指導事務	指定事務
桑名市	○	○	○
鈴鹿市	○	○	—
津市	○	○	—
松阪市	○	○	○
大台町	○	○	—
大紀町	○	○	—

R2.4～桑名市に許可、指導、指定事務を移譲

【許可・指導事務】

6市町

【指定事務】

2市

【簡易除却事務】

全（29）市町

屋外広告物事務の権限移譲

● 移譲のメリット

- ① 景観行政と一体的に推進することで、景観施策をより効果的に展開
- ② 許可審査機関が建設事務所から市町へ移ることで、住民サービスの向上
- ③ 許可手数料収入及び事務処理特例交付金を自主財源として確保



意欲ある市町への権限移譲を進めていく

安全点検制度等の条例周知活動

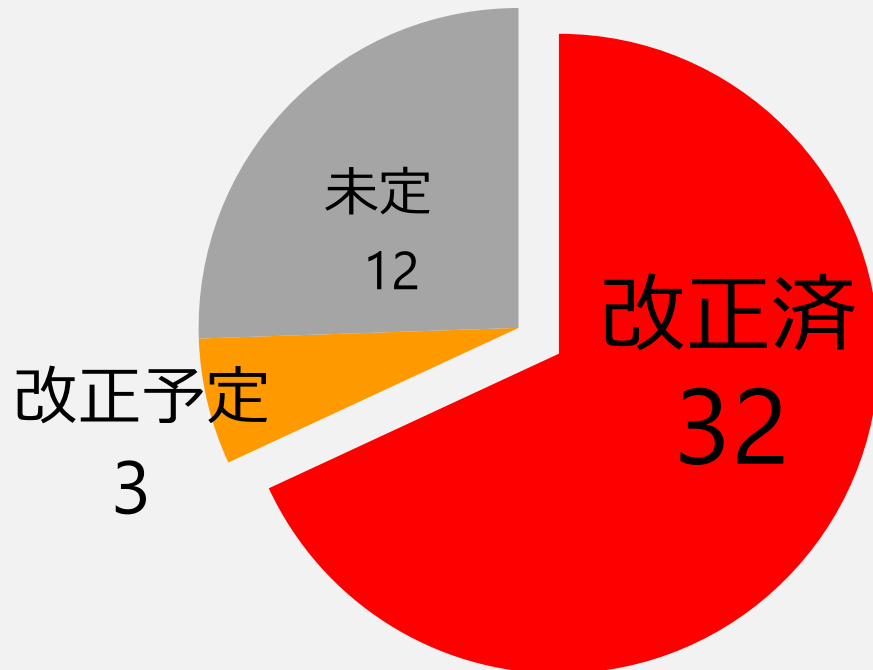
安全点検制度（H30.10～）

- **すべての広告物**（貼り紙等除く）が点検義務対象
- 一定の広告物は、屋外広告士等の**有資格者**による点検が必要

屋外広告物の種類			点検義務	有資格者による点検	点検結果報告
①	許可要	表示面積1㎡以上	高さ4m超	●	●
②		表示面積1㎡以上	高さ4m以下	●	●
③		表示面積1㎡未満		●	
④	許可不要（自家用広告物で表示面積10㎡以下のものなど）			●	

安全点検制度（全国の導入状況）

安全点検制度の条例制定状況（都道府県）



全都道府県の
約 **70** %が制定済。
改正予定を含めると、
約 **75** %に

国土交通省取りまとめデータ
（R3.4.1時点）より作成

条例周知活動（屋外広告業者）

安全点検：許可を受けるごとに点検が必要



許可権限を有する機関（県建設事務所、権限移譲済市町）において、更新案内時のダイレクトメールや許可申請時の説明を通じて、周知

条例周知活動（屋外広告業者）

三重県屋外広告美術協同組合（三広美）主催で
屋外広告の日キャンペーン（まち歩き）を実施

開催日	令和元年9月10日
場 所	近鉄四日市駅周辺
参加者	三広美、三重県、四日市市、三重県警察



令和2年、3年は新型
コロナウイルス感染拡
大の影響により中止

令和元年9月10日放送
「三重テレビ ニュース ウィズ」
より

条例周知活動（広告主）

商工会議所、観光協会、三重県建築士会等を訪問し、条例説明会を実施（R1~R3：計21回）



R2.2.14 尾鷲商工会議所



R3.11.4 四日市市観光協会

条例周知活動（広告主、県民）

三重県主催で、地元の大学生を対象に、景観と安全をテーマとしたまち歩きを実施。

開催日	令和元年11月20日
場所	近鉄松ヶ崎駅周辺（松阪市）、一身田寺内町周辺（津市）
参加者	三重県、松阪市、津市、三広美、大学生



近鉄松ヶ崎駅周辺（松阪市）



一身田寺内町周辺（津市）

安全点検チラシ

危険な看板を放置すると、
重大な事故につながります。
 定期的な**安全点検**を！



三重県 県土整備部 都市政策課 景観・屋外広告班発行
 電話：059-224-2748

表

- ・「**すべての広告物**（貼り紙などを除く）」が点検義務の対象です。
- ・一定の広告物は、屋外広告士等の「**有資格者による点検**」が必要です。
- ・重大な事故を起こして、**地域の皆様の信頼**を失うことにならないように、定期的な点検をお願いします。

安全点検制度

許可必要⇒許可時または更新許可時
 許可不要⇒3年以内ごと

詳しくは、ホームページ
 (「三重県 屋外広告物」
 で検索)をご覧ください。..

すべての広告物
 に安全点検を！



屋外広告士
 など

屋外広告物の種類		点検義務	有資格者による点検	点検結果報告
①	高さ4m超	●	●	●
②	表示面積1㎡以上 高さ4m以下	●		●
③	表示面積1㎡未満	●		
④	許可不要（自家用広告物で表示面積10㎡以下のものなど）	●		

看板の安全点検の実施、有資格者に関する相談については、**三重県屋外広告美術協同組合**（電話：059-225-4735）までお問い合わせください。

裏

条例周知活動（広告主、県民）

県内商業施設、スーパー、県庁県民ホールにおいて、チラシを配架し、来店客（来庁者）にPR（通年）



イオン



マックスバリュ



県民ホール

条例周知活動（広告主、県民）

● 業界団体を通じたチラシ配布

三重県建築士会、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会等を通じて配布

● ラジオ放送

FM三重で屋外広告物適正化旬間を中心に、計7回放送
(R1:3回、R2:1回、R3:3回)

条例周知活動（周知状況）

屋外広告物の許可権限を有する県建設事務所、市町との意見交換会
(令和3年11月10日)

- ・屋外広告業者については、許可申請等を通じて概ね周知できている
- ・広告主については、企業規模が小さいところは、制度への認識が十分でないところがある

屋外広告業者には許可申請等を通じて
広告主には条例説明会等を通じて
引き続き周知していく

伊勢志摩国立公園ステップアップ プログラム (SUP)2025の策定

環境省

- 国立公園満喫プロジェクトを実施
国立公園の美しい自然を活かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準の「ナショナルパーク」へと改革
- 伊勢志摩国立公園の選定
全国の国立公園の中で、先導的・集中的な取組を実施する国立公園の一つとして選定

伊勢志摩SUP2025

伊勢志摩国立公園 地域協議会

- 伊勢志摩国立公園SUP2020（2016～）



- 伊勢志摩国立公園SUP2025(2021～)

目標

公園の訪日外国人利用者数を
新型コロナウイルス感染症の
影響前の水準に回復等

取組

- ・ワーケーションの推進
- ・エコツーリズムの推進
- ・**景観改善** 等



伊勢志摩SUP2025（三重県の取組）

SUP2025のP16

5 プロジェクトの実施

（1）重点施策・集中的に取り組む事項

4）景観改善

4)景観改善

規制・誘導的な手法として、引き続き景観計画や三重県屋外広告物条例に基づく違反屋外広告物等の適正化、大規模太陽光発電施設の開発に対応した条例の制定、景観計画の策定と同計画に基づく眺望景観や歴史的景観の保全活用のための重点地区指定を進めるとともに、伊勢志摩国立公園管理計画の適正な運用により景観を保全します。

また、景観保全や利用上支障となる海岸漂着物対策、アクセス道沿線や利用拠点において眺望の支障となっている樹木の通景伐採、未利用施設の廃屋化を防止するための空家対策の取組を推進します。

伊勢志摩SUP2025（三重県の取組）

SUP2025のP32

5 プロジェクトの実施

(3) エリア共通の取組事項

5) 景観改善

5) 景観改善

車道等沿線において違反屋外広告物の是正指導等を行います。【三重県(R3~R7)】

伊勢志摩SUP2025（伊勢市の取組）

SUP2025のP20

5 プロジェクトの実施

（2）エリア毎の取組事項

1) 伊勢市エリア

vi) 景観改善

vi) 景観改善

自治会と連携し、違反広告物の是正指導を行います。【伊勢市(R3～R7)】

伊勢志摩SUP2025（志摩市の取組）

SUP2025のP27

5 プロジェクトの実施

（2）エリア毎の取組事項

3）志摩市エリア

viii）景観改善

viii）景観改善

三重県と連携し、屋外広告物規制区域の見直しに取り組みます。【志摩市(R3～R7)】

プロジェクトにおける景観改善の取組



伊勢志摩国立公園の美しい自然景観の
保全を図っていく